NEWSLETTER

AI のリスクと国内法令の適用関係

ロボット/AI & 独禁/通商・経済安全保障ニューズレター　2024 年 11 月 19 日号

執筆者:
藤井 康次郎
k.fujii@nishimura.com
角田 龍哉
t.tsunoda@nishimura.com
厳 佳恵
k.gen@nishimura.com
山本 紀乃
ki.yamamoto@nishimura.com
村山 俊太
s.murayama@nishimura.com

G7 広島 AI プロセスで策定された行動規範や AI 事業者ガイドライン等では、留意を要する AI をめぐるリスクの領域として、著作権、プライバシー、誤情報等、世論・情報操作（国家安全保障）、競争といった諸領域が挙げられている。そして、日本では、こうした AI のリスクに適用・対処が可能と思われる様々な国内法令が存在しており、すでに AI は一定の規制下にある一方で、AI をめぐるリスクについての新しい制度的な対応の必要性も広く認識されるようになり、内閣府に設置された AI 制度研究会を中心としてその検討が進行している。そこで、本ニューズレターでは、上記のような領域における AI のリスクと既存の国内法令の適用関係と、新しい AI 制度の設計の検討において考慮されることが期待される観点を整理する。

1. 主な AI のリスクと既存の国内法令の例

日本では、上記のような領域における AI のリスクに対して一定の適用、対処が可能な規定や仕組みが国内法令に定められており、2.～6.で検討するとおり、その解釈適用における実効性を確保する制度環境の整備も一定の進展が見られる（下表参照）。

表：AI がもたらすリスクに対する国内法令（例）の対応表

		著作権	プライバシー	誤情報・偽情報	国家安全保障（情報操作）	競争
規制の存在	開発・学習	著作権法 30 条の 4 著作権法 47 条の 5	個人情報保護法 20 条			独占禁止法（優越的地位

						の濫用等）
	生成・利用	著作権法 30 条 著作権法 47 条の 5 不法行為	個人情報保護法 17 条～21 条、27 条～28 条 不法行為（プライバシー侵害）	プロバイダ責任制限法 5 条、15 条等 不法行為（肖像権、パブリシティ権侵害等） 刑法 230 条等 弁護士法、医師法等における業規制等 景品表示法、不正競争防止法、金融商品取引法、薬機法等における広告・表示規制等	プロバイダ責任制限法 5 条、15 条等 刑法 230 条等 外為法等	独占禁止法（抱き合わせ等）
解釈適用の明確性・実効性	開発・学習	AI と著作権に関する考え方 ※国際法、技術動向の課題	開発者向け注意喚起 ※技術動向の課題			デジタルアドボカシー実態調査
	生成・利用	同上	利用者向け注意喚起 ※技術動向の課題	同上 ※憲法、電気通信事業法、技術動向等の課題	同上 ※憲法、電気通信事業法、公職選挙法、技術動向等の課題	同上

そのため、仮に、新しい AI 制度を検討する際にこれらのリスクを当該制度の導入や設計の根拠として位置付けようとする場合には、まずは、既存の制度枠組みで対応できないかや、問題とされているリスクが AI 固有のものであるか等を検討する必要がある。例えば、仮に AI がもたらすリスクにとって既存の国内法令が一見すると不十分な側面を有しているように思われたとしても、それが必ずしも国内法令の規定自体の不十分さに起因するものではなく、適切な実施と新しい法規制以外の種類の対策（技術発展、他の既存法令上の論点の解決、リテラシーの向上等）を通じて対処可能なものである可能性がないかを精査したうえで、必要に応じて更なる検討を進める手続が重要になると考えられる。

2. 著作権

(1) AI が著作権に関するリスクを生じさせるシナリオと著作権法の適用関係

AI の開発・学習段階、及び生成・利用段階においては、日本の著作権法によって保護された著作権の侵害のリスクが発生する可能性がある（AI 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」3-1（2023 年 5 月 26 日））。これに対して、既存の著作権法上は、2018 年、IoT・ビッグデータ・AI といった「第 4 次産業革命」に関する技術の発展に対応するため、柔軟な権利制限規定の整備をはじめとした改正が行われたこともあり、AI の開発・学習段階及び生成・利用段階を通じて、これらの利害関係者間の利害を勘案し、イノベーションと著作権の保護のバランスを図ることができる仕組みが定められている。

具体的な著作権法の適用関係については、文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会が、2024 年 3 月、（法的拘束力はなく、様々な注記も付されていることから、最終的な法的評価は個別具体的に裁判所の判断を仰ぐ必要があるものの、）実務に一定の影響を及ぼす可能性があるガイダンスである「AI と著作権に関する考え方について」（以下、「AI と著作権に関する考え方」という。）を策定し、周知がなされてきた。そして、AI と著作権法に関する考え方では、日本の著作権法の地理的適用範囲に関して、日本の著作権法が特定の AI の開発・学習や生成・利用行為に適用されるか否かは、それらの利用行為が行われるサーバの所在地をはじめとする諸要素を考慮して判断する旨が説明されている（AI と著作権に関する考え方 2.(1)エ）。そのうえで、日本の著作権法が適用されるとすれば、開発・学習段階と生成・利用段階それぞれにおいて、以下のような規定の適用がなされる。

ア　開発・学習段階

開発・学習段階においては、学習用データセット構築のための学習データの収集・加工、基盤モデル作成に向けた事前学習、既存の学習済みモデルに対する追加的な学習等において著作物が利用される（AI と著作権に関する考え方 5.(1)）。AI 開発事業者による著作物のこれらの利用行為が、情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと）の用に供する場合（著作権法 30 条の 4 第 2 号）であって、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」であるときには、著作権法 30 条の 4 が適用される。この場合には、AI 開発事業者は、著作権者から個別の許諾を得なかったとしても、著作権法上適法に著作物を利用し得る（AI と著作権に関する考え方 5.(1)）。

他方で、第一に、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を出力させること

を目的とした追加的な学習を行う場合のように、著作物を利用する複数の目的の中に「享受目的」が含まれている場合には、著作権法 30 条の 4 が適用されない。また、第二に、著作物の利用行為が「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に該当する場合であっても、当該著作物の種類及び用途、並びに当該利用の態様に照らして、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」（著作権法 30 条の 4 ただし書）にも、著作権法 30 条の 4 は適用されないことが確認されている。例えば、インターネット上のウェブサイトで、ユーザーの閲覧に供するため著作物が提供されていることに加え、データベースの著作物から容易に情報解析に活用できる形で整理されたデータを取得できる API が有償で実際に提供されている場合において、当該 API を有償で利用することなく、当該ウェブサイトに閲覧用に掲載された記事のデータベースから、当該データベースに含まれる一定のまとまりの著作物を情報解析目的で複製する行為は、著作権法 30 条の 4 ただし書に該当するのかが問題になる。もし著作権法 30 条の 4 が適用されない場合には、当該利用行為は、他の権利制限規定の要件を満たす場合にも該当せず、かつ、著作権者の許諾を取得しないときには、著作権を侵害し、差止請求や損害賠償請求等の対象になり得る（AI と著作権に関する考え方 5.(1)）。

もっとも、AI 開発事業者が、学習・開発段階において AI の学習用データセットの作成のためのクローラによるウェブサイト内へのアクセスを拒否する機械可読的な措置（robots.txt 等）を尊重した措置や、著作権者が AI の学習用データセットに含まれたコンテンツについて、将来 AI 学習において用いられることからのオプトアウトを可能にする措置を講じたりすることは、AI 開発事業者による学習データの収集や加工のための利用行為が、著作権者の利益を不当に害することとなる場合に該当しない方向に働く（AI と著作権に関する考え方 5.(1)）。

さらに、著作権法 30 条の 4 が適用されない場合でも、情報解析及びその結果の提供に付随する軽微利用については、著作権法 47 条の 5 第 1 項第 2 号が、情報解析及びその結果の提供に付随する軽微利用の準備のための情報解析については、著作権法 47 条の 5 第 2 項がそれぞれ適用され、著作権を侵害しない可能性がある。ただし、これらの場合でも、当該著作物の種類及び用途、当該複製等の部数や態様に照らして、著作権者の利益を不当に害することとなる場合には、著作権法 47 条の 5 は適用されない。その場合には、当該利用行為は、他の権利制限規定の要件を満たす場合に該当せず、かつ、著作権者の許諾を取得しないときには、著作権を侵害するおそれがある。

イ　生成・利用段階

AI によって生成物を出力し、その生成物を利用する段階では、生成物の生成行為（著作権法における複製、翻案等）や、生成物のインターネットを介した送信などの利用行為（著作権法における複製、公衆送信等）について、既存の著作物の著作権を侵害しないかが問題となる。この場合の著作権侵害の有無は、従前の人間が AI を使わずに行う創作活動をめぐる著作権侵害の要件と同様に、既存の著作物との類似性及び依拠性が認められるか否かによって判断される（AI と著作権に関する考え方 5.(2)）。もっとも、AI の生成・利用が、私的使用目的の複製、引用、軽微利用といった権利制限規定（著作権法 30 条 1 項、32 条 1 項、47 条の 5 第 1 項 1 号）の要件を満たす限り、複製及び/又は翻案に関しては、当該規定が適用され、著作権侵害とならない（AI と著作権に関する考え方 5.(2)）。

AI と著作権に関する考え方は、前提として、AI の生成・利用段階で生じる著作権侵害の主体は、原則として利用者であることを確認している。そのうえで、AI 開発事業者や AI サービス提供事業者であっても、著作権侵害の発生を予見し、これを回避できる蓋然性がある場合には、例外的に、著作権侵害の主体になるリスクや幇助者として不法行為責任を負うリスクがある。ただし、AI 開発事業者において、例えば、利用規約

上、著作権の侵害につながる利用を禁止したり、既存の著作物と創作的表現が共通した生成物を生成させようとするプロンプトを用いた生成指示を拒否する技術を用いたりするといったような措置を講じていた場合には、AI 開発事業者が責任を負うリスクは低くなる可能性がある（AI と著作権に関する考え方 5.(2)）。

(2) AI のリスクと著作権法の適用による対処

以上のとおり、既存の著作権法上、AI の開発・学習段階及び生成・利用段階を通じて、利害関係者間の利害を勘案し、イノベーションと著作権の保護のバランスを図ることができる仕組みが定められている。また、すでに政府機関が関与した利害関係者間の意見交換の場も設けられている。そのため、AI をめぐる著作権侵害のリスクとの関係で既存の著作権法の規定それ自体が対処し難いような領域は基本的に見当たらないように思われる。

他方で、著作物をデータベース化し、API を開発して提供する将来的な計画がある場合にも、当該 API の利用を待たないと著作権者の権利を不当に侵害するおそれがあると評価されないか等の、AI と著作権に関する考え方には必ずしも明記されていない、または意見が分かれているような個別具体的なケースにおいて、既存の著作権法の AI への適用関係を法的に明確化するためには、裁判例の集積が必要である。加えて、AI 開発事業者が、著作権侵害を予防する手段としてよく議論されているような、あらゆる robots.txt のような AI 関連のタグを識別しデータ収集の対象外としたり、著作権侵害のおそれのあるアウトプットをフィルタリングしたりするなどの技術的措置は、未だ技術開発や発展の途上にあり、それをすれば単純に著作権侵害が完全に予防されるものではない可能性もあることから、この点が著作権侵害の解釈にどのような影響を及ぼすか未知数である。また、日本の著作権法の地理的適用範囲が及ぶのかについて議論の余地があるケースも想定され（学習が行われるサーバは国外に所在するが学習成果のモデルを組み入れたサービスの提供・利用地としては国内を想定している場合等）、あらゆるケースで日本の著作権法が適用されるというわけではない。このように、実際には様々な論点が引き続き存在し、AI から生ずる著作権侵害のリスクに日本の既存の著作権法がどの程度対応可能かは明らかでない面もある。

もっとも、これらの論点は、あくまでも裁判例の蓄積、技術発展や国際法上の論点を通じて検討する必要があるものであって、必ずしも現行の著作権法上の規定自体に AI 固有の不十分さがあることを意味するものではないように思われる。したがって、著作権の観点から、新しい AI に関する法制度が必要かという点については、引き続き慎重な検討が必要であるように思われる。

3. プライバシー

(1) AI がプライバシーに関するリスクを生じさせるシナリオと個人情報保護法等の適用関係

AI の開発・学習段階、及び生成・利用段階においては、プライバシーを侵害するおそれのある AI の学習用データセットの作成のためのデータの収集や AI によるアウトプットが行われるリスクが指摘されている（AI 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」3-1（2023 年 5 月 26 日））。

これに対して、個人情報保護法は、AI の開発・学習段階に関して、AI 開発事業者等の個人情報取扱事業者に対して、要配慮個人情報の取得を制限する規定を定めており、その 3 年ごとの見直しの中でもすでに生体データについては規制の強化が検討されている。また、AI の生成・利用段階においても、個人情報保護法や民法上の不法行為に関する規定上、利用者が、個人情報をプロンプトに入力することで第三者である AI 開発事業者やサービス提供者に対する個人データの提供に係る規制や、AI サービスがプライバシーに関係する情

報を含むアウトプットを出力し、利用することに対する規制が定められている。そして、生成 AI が普及する早い段階から、これらの点について日本の個人情報保護委員会による注意喚起（個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（2023 年 6 月 2 日））や周知がなされてきた。

そして、個人情報保護法は、国内外いずれの事業者であっても、個人情報取扱事業者や個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を国内外において取り扱う場合に適用される（個人情報保護法 171 条）。日本の個人情報保護法や民法が適用される場合、以下のような規定が適用される。

ア　開発・学習段階

個人情報取扱事業者は、個人情報を不正に取得してはならず（個人情報保護法 21 条 1 項）、また、要配慮個人情報を本人から直接取得する場合には、原則として、本人の同意を得る必要があり、例外として、本人によりインターネット上で公開されている場合等には本人の同意を得る必要はない（個人情報保護法 20 条 2 項）。こうした要配慮個人情報の取得に関する個人情報保護法上の規制をできる限り遵守する観点から、AI 開発事業者は、①収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組みを行うこと、②情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること、③上記①及び②の措置を講じてもなお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること、及び④本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うことを実施するよう注意喚起されている（個人情報保護委員会「OpenAI に対する注意喚起の概要」（2023 年 6 月 2 日））。

加えて、AI 開発事業者は、利用者が機械学習に利用されないことを選択してプロンプトに入力した個人情報については、正当な理由がない限り、取り扱わないようにする措置を講じる必要がある。

なお、個人情報保護法の改正に向けた検討（いわゆる「3 年ごと見直し」）においては、本人認証に用いることができるような要保護性の高い生体データについて、新たな規律の導入が検討されている。具体的には、生体データを取り扱う場合に、どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定することや、本人による事後的な利用停止の要請を広く認めることなどが検討されている。したがって、AI 開発事業者は、もし生体データを機械学習に用いようとする場合には、これらの新たな規制を遵守する必要が生じる可能性がある。

イ　生成・利用段階

個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的をあらかじめできる限り特定し、これを公表する必要があるのと同時に、本人の同意なく、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない（個人情報保護法 17 条 1 項、18 条 1 項、21 条 1 項）。また、個人データを国内外の第三者に提供する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要があり（個人情報保護法 27 条 1 項、28 条 1 項）、例外として、日本の個人情報保護法に基づく義務と同等の保護措置（相当措置）を講じている国外にいる第三者に対して個人データの処理を委託するような場合等には、当該同意を得る必要はない。したがって、AI サービスを利用する個人情報取扱事業者は、個人情報を含んだプロンプトを入力する際には、当該個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内での利用であることを確保し、AI サービスの提供事業者による適正な

利用を確認する必要がある（個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」（2023 年 6 月 2 日））。

さらに、個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得することや、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することを禁止している（個人情報保護法 19 条、20 条 1 項）。このような規定にも鑑みて、生成 AI サービスを利用する事業者が、生成 AI サービスに個人情報やプライバシー情報を出力させたり、出力された個人情報やプライバシー情報を悪用したりする場合には、個人情報保護法に違反したり、プライバシー侵害を理由とした民法上の不法行為責任が生じたりする可能性がある（個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」（2023 年 6 月 2 日））。

(2) AI のリスクと個人情報保護法等の適用による対処

以上のとおり、既存の個人情報保護法上、AI の開発・学習段階及び生成・利用段階において生じるプライバシーを侵害するリスクを低減するために必要な措置がすでに定められており、こうした措置の内容や実装の必要性はすでに周知されてきている。

他方で、収集した個々のデータに日本の個人情報保護法が定義する要配慮個人情報が含まれているか否かを識別したり、利用者が個人情報を含むプロンプトを入力した場合に、当該個人情報を識別し、ブロックしたり、プライバシーに関係する情報を除去したアウトプットのみを出力したりすることを万全に行うことが技術的に困難なことがある。また、AI サービスの利用規約に基づいて第三者のプライバシーを侵害するおそれのある利用を禁止したとしても、当該 AI サービスの提供者が通常予見できない方法で意図的に第三者のプライバシーを侵害する情報を出力させるために利用されてしまうリスクも完全には否定はできない。その意味では、実際には AI をめぐるプライバシー上のリスクとの関係で既存の個人情報保護法等の規定が常に十全に実施可能かは明らかでない面もある。

もっとも、こうした課題は、あくまでも技術発展や利用者のリテラシー上の論点として検討する必要があるものであって、必ずしも現行の個人情報保護法上の規定に AI 固有の不足があることを意味するものではない。実際、早期に個人情報保護委員会による AI の開発・利用をめぐる注意喚起が行われたことで、プライバシーの観点から検討すべき論点が明確になり、予見可能性や法的安定性は高まったように思われる。また、外国事業者に対する「注意喚起」だったとしても、あくまでも日本の法律上の根拠に基づいて講じられた措置であって、また、その後にその不遵守や実効性の欠如が指摘されるような状況が見当たっているわけでもない。したがって、個人情報保護の観点から、新しい AI に関する法制度が必要かという点については、慎重な検討が必要であるように思われる。

4. 誤情報等

(1) AI が誤情報等に関するリスクを生じさせるシナリオとプロバイダ責任制限法等の適用関係

AI サービスの利用者が、意図せずして事実に反する情報（誤情報）を生成・利用してしまうリスクや、意図して事実に反する情報（偽情報）や事実には必ずしも反しないが害意を持って流布させることを目的とした情報を生成し、詐欺に利用したりディープフェイクポルノとして流布したりするリスクが指摘されている。特に災害の多い日本では、こうした情報が、災害への対応の妨げになるリスクも指摘されている（AI 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」3-1（2023 年 5 月 26 日）、デジタル空間における情報流通の健全

性確保の在り方に関する検討会「とりまとめ」（2024 年 9 月 10 日））。

これに対して、こうした誤情報等を生成・利用することで第三者の権利が侵害された場合には、当該第三者はその利用者に対して不法行為や刑事上の責任を追及することが法的には可能である。また、偽情報のような第三者の権利を侵害する情報が生成され、不特定の者に受信させる目的で提供される電気通信サービス上で利用された場合には、プロバイダ責任制限法（2025 年 6 月までに情報流通プラットフォーム対処法に改称予定）上、発信者の特定や、削除の迅速化に対する法的な制度環境が整えられている。

具体的には、AI サービスの利用者が誤情報等を生成・利用することで、肖像権、パブリシティ権や、プライバシー（事実であっても私生活上の事項であって一般に公開を欲しない事項であれば侵害される）、名誉権・名誉感情といった第三者の権利を侵害した場合には、当該第三者は、当該利用者に対して、民法上の不法行為や、不正競争防止法に基づいた損害賠償請求や差止請求を行うことができる可能性がある（民法 709 条、不正競争防止法 2 条 1 項 20 号・21 号、3 条、4 条）。そして、インターネット上におけるプライバシー、名誉権といった権利侵害の成否を判断する基準の明確化や裁判例の蓄積が進んでおり（商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 取りまとめ」（2022 年 5 月））、肖像権やパブリシティ権の侵害の成否の判断に当たっては、現状、生成 AI 特有の判断基準や法改正が必要となるわけではないことが確認されている（AI 時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」（2024 年 5 月））。加えて、誤情報等の内容次第では、弁護士法、医師法等における業規制や、景品表示法、不正競争防止法、金融商品取引法、薬機法、出会い系サイト規制法等における広告・表示規制等の規制対象になり、行政上・刑事上の制裁の対象になる可能性もある。業規制や広告・表示規制の中には何人であっても規制対象になり得る類型もあり（薬事法 66 条 1 項、弁護士法 72 条等）、その場合には、利用者以外に AI 開発事業者やサービス提供者も規制対象に含まれるリスクが想定でき、実際に広告代理店等が摘発や損害賠償請求の対象になった事例も見当たる。

もし AI を用いて偽情報のような第三者の権利を侵害する情報が生成され、不特定の者に受信させる目的で提供される電気通信サービス上で利用された場合には、①当該電気通信サービスの提供者に対して、プロバイダ責任制限法上の発信者情報（対象範囲も拡充された）の開示命令や提供命令の申立てを行って、利用者（発信者）の責任を迅速に追及しやすくする制度環境の整備が進んでいる（プロバイダ責任制限法 5 条 1 項・2 項、15 条 1 項・2 項）。また、当該第三者は、当該電気通信サービスの提供者に対して、当該情報の削除を請求することが法的に可能であり、今後 2025 年 6 月までに、削除に係る判断が迅速に行われやすくする制度環境の整備も進められる（情報流通プラットフォーム対処法 3 条、24 条～27 条）。加えて、総務省及び法務省は連携して、電気通信事業法上の登録又は届出の対象となる電気通信サービスの提供者は、当然に会社法上の外国会社として日本における代表者の選任及び登記を行う義務を負う旨の解釈・執行を通じて、外国会社が提供する電気通信サービスとの関係でも、プロバイダ責任制限法を用いた国内の裁判手続を利用しやすくする環境整備を行っている。

さらに、AI サービスの利用者が、故意に偽情報を生成・利用した場合には、刑罰の対象になる犯罪が行われたとして、法執行機関による捜査・立件の対象になる可能性がある（名誉毀損（刑法 230 条 1 項）、侮辱（刑法 231 条）、信用毀損・偽計業務妨害（刑法 233 条）、詐欺（同法 246 条）等）[1]。また、侮辱罪の法定刑が 1 年以下の懲役又は拘留（2025 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）に引き上げられたこともあり、AI サービスの利用者がこれらのいずれかの犯罪の正犯となる場合であれば、AI サービスの提供者が故意に幇助行為を行ったか否かについて幇助犯（刑法 62 条）の成否を検討する余地がある。

---

[1] 例えばディープフェイクポルノに係る名誉毀損事件について、東京地判令和 2 年 12 月 18 日 2020WLJPCA12186007。

業界における取組みとしても、例えば、インターネット・ホットラインセンターによる違法情報・有害情報の送信防止措置要請が活用されているほか、広島 AI プロセスにおける「広島 AI プロセス包括的政策枠組み」において、生成 AI を用いて生成される偽情報拡散への対策に資する技術等の実施も合意されている。

(2) AI のリスクとプロバイダ責任制限法等による対処

以上のとおり、既存の日本の法律上、AI により生成・利用された誤情報・偽情報がもたらす権利侵害のリスクを識別し、除去する制度やその制度の実効性を確保するための施策はすでに累次にわたって拡充されてきている。

他方で、依然として個別のケースにおける発信者の特定や権利侵害情報の削除が迅速に行われないケースは残っているため、情報流通プラットフォーム対処法の施行についても、その前倒しを含め、喫緊の課題として位置付けられている。例えば、一旦 AI が生成した偽情報をインターネット上で流通させると、特に災害、児童ポルノ、テロ、政治関連のような相対的に対応の緊急性が高くなりやすいことが明らかな類型の情報については、不可逆的な悪影響を及ぼす看過し難いケースを生じさせることも想定される。また、刑罰による犯罪予防についても、表現の自由や刑罰の謙抑性とのバランス、海外に所在する可能性があるデータに対する越境捜査といった様々な検討課題がある。加えて、AI による偽情報に該当するような生成を技術的に制御する措置が講じられたとしても、誤用・悪用の余地自体を完全に否定はできない。

もっとも、AI 独特の作用としてこれらの弊害がどの程度増幅させられるものなのかは現時点では必ずしも明らかでない。また、検討に際しては、電気通信サービスの提供者やその利用者の表現の自由とのバランスを踏まえた検討が必要であるし、利用者側のリテラシーの習熟度合いに依る側面も大きい。そもそも、AI による誤情報・偽情報の生成・利用の場面のみに焦点を当てた法制度の検討や設計は容易ではなく、また、規制の設計のあり方として、AI による誤情報・偽情報の流通を抑制することを通じて、権利者の権利利益の保護を図るだけでなく、その情報の流通の場を提供する事業者に対する介入（AI 事業者に対する透明性の確保の要求を含む）を確保することも目的とする場合には、検閲の禁止（電気通信事業法 3 条）の趣旨も踏まえた慎重な検討が必要になる。この点に関しては、例えば、いわゆる能動的サイバー防御（アクティブサイバーディフェンス）と通信の秘密をめぐって提案されているように、拡散された偽情報をめぐって行政機関が大規模情報流通プラットフォームに対して対応の要請を行うとするならば、第三者機関等がモニターを行い、当該要請の根拠や透明性等について疑義がある場合には速やかに行政機関側に是正を求める警告を発するといった仕組みを参考にすることが可能かなど、丁寧な制度設計の検討が必要なように思われる。

このように、もし AI による誤情報・偽情報の生成・利用をめぐるリスクの観点から、新しい AI に関する法制度を検討する場合には、更なる多角的な見地からの丁寧な検討が必要になると考えられる。

5. 世論・情報操作

(1) AI が世論・情報操作に関するリスクを生じさせるシナリオと国内法令の適用関係

AI サービスの利用者が、誤情報・偽情報のほか、事実には必ずしも反しないが害意を以て流布させることを目的とした情報を生成し、不当な情報操作に用いるリスクが指摘されている（AI 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」3-1（2023 年 5 月 26 日））。AI サービスの利用者によるものかはさておき、誤情報・偽情報のほか、事実には必ずしも反しないが害意を以て流布させることを目的とした情報を生成し、不当な情報操作に用いるリスクは、欧米をはじめとする海外だけでなく（2020 年米国大統領選挙、ケンブリッジア

ナリティカ事件等）、国内でも顕在化しつつある（ALPS 処理水に関する偽の報道等）。

これに対して、日本においては、AI による世論操作に対する固有の規制は現状見当たらない。しかし、日本の「国家安全保障戦略」（2022 年 12 月）においても、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信強化のための新たな体制整備が記載され、2024 年度以降、内閣官房内に情報戦対策に特化した組織を新設するとされているし、内閣サイバーセキュリティセンターのいわゆる発展的改組も順次進行している。さらに、現状においても、こうした情報を生成・利用することで第三者の権利が侵害された場合には、誤情報等に関する措置と同様に、当該利用者に対して不法行為や刑事上の責任を追及することが法的には可能であり、その実効性を確保するための制度整備も進んでいる。加えて、外国投資家が電気通信事業に対する対内直接投資を行う場合には、外為法に基づく事前届出を行う必要があり、その業態によってはコア業種に対する投資として厳格な審査の対象になる可能性があり、（直接的には必ずしもそうした状況への対象を想定した手続というわけではなかったとしても）事実上、その審査の運用や誓約事項を通じて、外国勢力による情報操作の懸念に対して適切な牽制の意味合いを持つ余地も想定できるかもしれない。

これらの他にも、不当景品類及び不当表示防止法に基づく、いわゆるステルスマーケティング規制は（同法 5 条 3 号）、（広告主自身が供給する商品役務に関して広告主又は第三者によって行われる表示が対象ではあるものの）経済的な関係性を秘して中立を装った表示が流布することを規制する法制であり、（国内の事業者だけでなく）外国勢力がその関与を秘して AI を用いた偽情報の流布を計った場合にも適用され得ないわけではないし、条例によってはヘイトスピーチを行った者の氏名を公表する旨を定めている例もあることも目を引く（大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例等）。

(2) AI のリスクと国内法令による対処

以上のとおり、既存の日本の法律上、AI により生成・利用された誤情報等がもたらす権利侵害のリスクを識別し、除去する制度やその流布を直接・間接に牽制し得る措置は講じられてきている。

他方で、情報戦対策のような有事を端的に想定した組織的・制度的対策に係る検討が求められる情勢が国内外に見て取れること自体は否定できない中で、依然として個別のケースにおける発信者情報の特定や権利侵害情報の削除が迅速に行われないケースは残っているし、もし政治関連の偽情報等が有料インターネット広告によって行われるような場合に、公職選挙法上、外国勢力に対して実効的に適用可能な仕組みは必ずしも備わっていないように思われる。また、外国国家による関与の場合には主権免除をはじめとした国際法上の論点についてもあらかじめ整理しておく必要がある。

もっとも、AI がその固有のリスクとしてこれらの弊害をどの程度増幅させるものか現時点では必ずしも明らかでなく、また、AI による誤情報等の生成・利用の場面のみに焦点を当てた法制度の検討や設計はやはり容易ではない。公職選挙法や国際法上の課題も、AI が生成した偽情報等であるか否かにかかわらず、すでに生じている論点である。

このように、もし AI による誤情報・偽情報の生成・利用をめぐるリスクの観点から新しい AI に関する法制度を検討する場合には、更なる多角的な見地からの丁寧な検討が必要である。

6. 競争

(1) AI が競争上のリスクを生じさせるシナリオと独占禁止法の適用関係

日本では、AI の開発・学習段階においては、学習用データセットの作成のためのデータの収集及び利用に

よって、そのデータの権利者や主体に対して正常な商慣習に照らして予見できない過大な不利益を課すことで、優越的地位の濫用が行われるリスクが指摘されている。また、AI の生成・利用段階においては、他のデジタルサービスとの抱き合わせや、AIが出力したアウトプット上又は様々なAIを選択できるプラットフォーム上で自社サービスの優遇が行われるリスクが指摘されている（公正取引委員会「生成 AI を巡る独占禁止法上及び競争政策上の論点（概要）」（2023 年 11 月 9 日）2 頁、公正取引委員会「生成 AI を巡る競争（ディスカッションペーパー）」（2024 年 10 月 2 日）15～16 頁）。

これに対して、日本の独占禁止法（競争法）には、市場において支配的な地位を有する事業者が他社を不当に排除し、又は他社の事業活動を不当に制約することで競争を実質的に制限することを禁止する私的独占のほかに、市場における支配的地位までは有さないが、一定の地位を有する事業者による反競争的行為に対しても、迅速に適用・執行が可能な不公正な取引方法規制（抱き合わせ、競争者に対する取引妨害、優越的地位の濫用等）が定められている。

第一に、取引の相手方に対して優越的な地位を有する事業者が、当該相手方に対して、正常な商慣習に照らして、正当化事由なく、予見できない過大な不利益を与えるおそれのある行為（濫用行為）を行うことに対しては、優越的地位の濫用規制が適用される。そして、こうした正常な商慣習に照らした濫用行為の有無の評価に当たっては、個人情報保護法や著作権法を明白に逸脱した行為であるか否かが重要な考慮要素の一つとなるように思われることからすると、独占禁止法上の評価において、これらの他の法制との関係で問題となる AI のリスクも勘案し得る。第二に、市場において有力な地位（通常はシェア 20%超）を有する事業者が他社を不当に排除することで、AI の開発やサービス提供をめぐる競争を減殺する行為に対しては、その行為の態様に応じて、抱き合わせ、競争者に対する取引妨害等の排除行為規制が適用できる。

また、独占禁止法上、現にこれらの不公正な取引方法はデジタルサービスをめぐる反競争的行為に対して執行されているだけでなく、確約制度や緊急停止命令の活用による迅速で効率的な反競争的行為の除去も実現されていると国内外で評されている。

さらに、日本の公正取引委員会は、AI 領域に対する実態調査を含む（公正取引委員会「『生成 AI を巡る競争』に関する情報・意見の募集について」（2024 年 10 月 2 日））、デジタル分野における積極的なアドボカシー活動を通じて（公正取引委員会「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて」（2022 年 6 月 16 日））、AI をめぐる反競争的な慣行に対する監視アドボカシ―も継続している。

(2) AI のリスクと独占禁止法による対処

規模や範囲の経済、ネットワーク効果が働くデジタルサービスについては、一旦支配的な地位にある事業者が現れた場合には、市場構造が固着化し、他社が構造的に競争上不利な地位に置かれやすい。このことに鑑みて、（特定の反競争的行為が実際に行われた後に市場画定、反競争的効果の分析などを行う独占禁止法のような事後規制ではなく）一定の規模を有する事業者に対して、あらかじめ一定の行為類型を義務付け又は禁止する事前規制の方が効果的であると指摘されることがある。

しかし、AI をめぐる競争上のリスクは、規模や範囲の経済、ネットワーク効果とは必ずしも直結しておらず、AI をめぐるエコシステムが様々なデジタルサービスにどのような影響を与え、そのうちのどのような影響に対して独占禁止法に基づく対処が求められるかについては、まさに日本で現在進められているとおり、慎重な実態の検証を要する状況にある。また、日本では、実際にもデジタルサービスをめぐる様々な反競争的行為に対して不公正な取引方法規制（抱き合わせ、競争者に対する取引妨害、優越的地位の濫用等）の適用・執行において一定の成果をあげてきており、この実効性自体は AI の文脈においても特段変わるものでは

ないように思われる。実際、公正取引委員会は、デジタル分野において、エンフォースメントと実態調査のようなアドボカシーを併用することで、反競争的慣行の除去の実績を継続して獲得しており、AI 領域においてもこうした活動は継続される見込みである。

したがって、競争の観点からは、（現状のデジタル領域における独占禁止法やスマホ競争促進法（未施行）の解釈・執行の在り方はさておくとしても）今のところ、特段新しい AI に関する法制度が必要となるわけではないと考えられる。

7. AI をめぐる日本の法制度の検討・課題

(1) ベースとなる既存の規制枠組み

以上のように、著作権、プライバシー、誤情報等、世論・情報操作、競争といった留意を要する AI をめぐるリスクの諸領域との関係では、日本では、これらの AI のリスクに適用・対処が可能と思われる様々な国内法令が存在しており、すでに AI は一定の規制下にある[2]。また、サービス利用や開発型の契約において AI のリスクを分析・管理するためのチェックリストの検討等も進展しており（経済産業省「AI 利活用に伴う契約時の留意事項検討会」）、AI 関係事業者間での契約を通じたリスク対策の効果も重要である。

そのため、今後、AI の普及・活用を踏まえた追加的な規制の明確化や現代化を行う場合には、まずは、こうした既存の規制枠組みやこれを踏まえた実務をベースとした検討・調整が行われることで、AI 関係事業者においても既存のコンプライアンスに係るフレームワークや組織体制等を活用することができると考えられる。

(2) 規制と振興

もちろん、仮にこれらのリスクの存在自体が直ちに新しい AI 制度の必要性の根拠となるわけではないとしても、AI をめぐるこれらのリスクに対処する必要性自体は国際的な共通認識となっている。また、そうした適切な対処が日本で行われる制度的環境を整備・確保することは、OECD、ISO 等で進んでいる AI に関する国際標準の策定との関係でも重要になる。

そのため、こうした AI をめぐる重要なリスクのための適切な対処を確保する環境整備を行う観点からは、AI がもたらすこれらのリスクに対処する必要性や価値について、（ガイドラインのようなソフトローだけでなく、）日本の法律を以て社会的・国民的な合意として確認し、振興・奨励することの意義自体は小さくないものがあると考えられる。

なお、近時、米欧等の国外で様々なデジタルプラットフォームで先行して規制が導入されている状況に照らして、国内でも同様の規制を導入せずにいると、国外では規制を通じて実現できる関係事業者の行動変容が日本では得られないといった、いわば規制版のジャパン・パッシングが発生するおそれがあることから、それを避けるために、国内での新たな規制の導入の必要性が説明されることがある。しかし、デジタルプラットフォーム関連の規制が直ちに AI に関する規制の検討の参考となるものではない。こと AI に関しては、むしろ日本は G7 広島 AI プロセスをはじめとする国際的なルールメイキングを主導し、枠組み作りも進めてきている。国内の規制設計上も、そうした国際動向・標準に沿いながら、規制的な要素と振興的・投資

---

[2] その他の整理の例として、スマートガバナンス株式会社「フロンティアAIの開発に関する法制度の論点整理」（2024年11月15日）。

促進的な要素のバランスに配慮することが欠かせない領域であることは論を俟たない。特に、上記のとおり、誤情報や情報操作に関係するリスクを含め、AI がもたらすリスクとの関係で、既存の国内法令の適用や運用を通じて万全な対策を講じることができないかは必ずしも十分に検証されていない部分もある。そのため、新しい AI 制度として今後必要になり得る規制的な要素の内容については、更なる技術的・制度的な検証が必要になると考えられる。

(3) 認証

また、こうした AI のリスク対策として望ましい絵姿や措置については、専門的な理解が前提となる上、国際動向も変化し技術発展も続いている。

そのため、仮に、例えば、専門性のある団体や機関が認証を法制度化する場合にも、その枠組みの設計においては、ISO/IEC 42001（AI に関するマネジメントシステム規格）や（すでに OECD においてパイロットの取組が進められている）G7 広島 AI プロセスなどの国際的な枠組みとの整合性の確保に加えて、AI に係る如何なる技術スタックのレイヤーや如何なる事項（性能、技術的安全性等）を対象として、如何なるインセンティブや手続上の負担を加味するか等についての丁寧かつ柔軟な検証、及びステークホルダーとの継続的な対話が必要になると考えられる。

(4) 国内外事業者に対する実効性確保

なお、上記領域における既存の国内法令は、基本的には国内事業者及び国内において活動する海外国内外の事業者の双方に対して適用可能であり、その執行の実効性を確保するための一定の措置も講じられている。

さらに、近時の電気通信事業法や消費生活用製品安全法等の改正、取引透明化法上の指針、外国会社登記の運用等においても様々な制度設計上の工夫が用いられている。新しい AI 制度の設計においても、その制度の内容によっては、国内外の様々な規模や種類の事業者を想定した、実効性の確保の仕方は重要な論点になる。

ただし、これらの既存の法規制は基本的には政府機関が民間事業者に対して義務や権利の制限を直接・間接に課す類型の規定・実施状況を有しており、その執行のために日本の管轄が及ぶことを確保する必要性があった一方で、そもそも新しい AI 制度の設計においてこれらと類似した規制的な要素を含めるべきなのかが論点になろう。また、もし認証のような枠組みを用いる際にも、その「実効性」との関係では、国内向けの AI 投資や参入促進の観点からは、国際協定との整合性を含む国内外の事業者間のレベル・プレイングフィールド（公平な競争条件）を確保すること、規制・規範的な観点からは、仮に公共政策や（国家・経済）安全保障の観点から制度枠組みを正当化する解釈を採る場合であっても規制の設計やデザインにおいて合理性・相当性を確保していくことなどが一層重要な論点になることから、一層の多角的で丁寧な検討が欠かせないと考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com